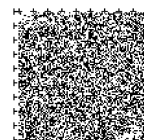
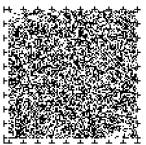


## 第 5 章

### 計画の推進体制

---





## 1 関係機関等との連携

障害者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、地域福祉課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

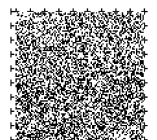
また、計画の実施にあたっては、障害者や難病患者、障害者団体や社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

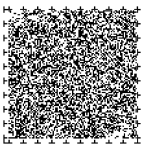
さらに、障害者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「美祢市地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

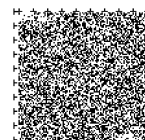
## 2 計画の進捗管理

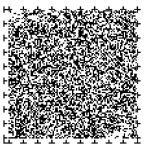
本計画の推進にあたっては、地域福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。





# 資料編





## 1 美祢市地域自立支援協議会要綱

平成 20 年 9 月 1 日

告示第 178 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 73 号

平成 29 年 12 月 1 日告示第 137 号

令和 2 年 9 月 23 日告示第 143 号

(設置)

第 1 条 本市における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、美祢市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

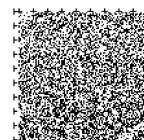
- (1) 市が、相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立性・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 援助が困難な事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害者等が地域で生活するために必要なサービス等の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する障害者計画、法第 88 条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に規定する障害児福祉計画に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）への取組に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉のために市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉団体関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者



- (5) 障害者等及びその家族
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者  
(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第7条 専門の事項を審議するため、協議会に専門部会を設置することができる。

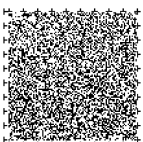
- 2 専門部会は、協議会の会長が指名する委員及び部会委員（以下「専門部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、専門部会委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会を招集し、審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第8条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民福祉部地域福祉課において処理する。





(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 73 号）

この告示は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年告示第 56 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 78 号）

この告示は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 73 号）

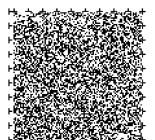
この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 137 号）

この告示は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 143 号）

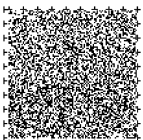
この告示は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。



## 2 美祢市地域自立支援協議会委員名簿

任期：令和2年11月1日～令和5年10月31日

区 分	委 員 名	
(1)学識経験者		三 浦 洋 介
(2)保健、医療、福祉団体関係者	美祢市医師会 副会長	中 元 起 力
	美祢郡医師会 理事	中 邑 義 継
	美祢市社会福祉協議会 障害福祉係係長	鹿 嶋 富士江
	社会福祉法人 同朋福祉会 理事長	河 内 美 舟
	社会福祉法人 豊徳会 居宅介護支援事業所 管理者補佐	杉 山 千鶴子
	社会福祉法人 周美会 グループホーム幸嶺園 サービス管理責任者	原 川 カズミ
	美祢市介護支援専門員協会 副会長	田 邊 拓 之
(3)障害者団体関係者	美祢市身体障害者福祉協会 会長	大 塚 鉄 男
	美祢市手をつなぐ育成会 副会長	山 本 紀 子
(4)ボランティア団体関係者	美祢市ボランティア連合会 副会長	大 元 公
(5)行政機関関係者	美祢市教育委員会学校教育課 指導主事	大 坪 伸 彰
(6)前各号に掲げる者のほか、 市長が特に認めた者	美祢市商工会 事務局長	小 野 義 夫
	美祢市民生委員児童委員協議会 障害者（児）福祉部会長	安 部 哲 男
	総合相談支援センターみね 相談支援専門員	藤 井 真寿美
	公募委員	岩 本 あけみ
	公募委員	末 永 義 美



## 美祢市障害者計画（令和4年度～令和8年度）

令和4年3月

---

発 行 山口県美祢市  
企画・編集 美祢市地域福祉課

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326-1  
TEL (0837) 52-5227  
FAX (0837) 52-1490

---

